

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」の施行を迎えて

一国境を越えた子どもの連れ去りなどの問題解決のために



～平成26年4月1日から施行されました～

この法律は何を定めているの？

この法律は、国際結婚が破綻した夫婦間で子どもの奪い合いが起きた際のルールを定めた「ハーグ条約」の日本国内における手続を定めています。

具体的には、子どもの返還を確保するための必要な援助などを行うための国の機関として外務大臣を指定すること、日本に子どもが連れ去られた場合には、東京家庭裁判所又は大阪家庭裁判所が子どもを元の国に戻すかどうかを決めることなどを定めています。

ハーグ条約って何？

ハーグ条約は正式名称を「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」といい、1980年に作成され、1983年に発効しました。現在、91か国が加盟しており、日本は91番目に加盟しました。

一方の親が無断で子どもを国外に連れ出した場合に、子どもの立場を最優先に、子どもの返還や国境を越えた親子の面会のルールを定めています。

条約加盟後に連れ出された子どもは、原則として、元の国に戻し、その国で子どもがどちらの親と暮らすのかなどを決めることとなります。

日本人がトラフルの当事者になることはあるの？

日本人が外国から日本に子どもを無断で連れ帰ってしまうケースや日本から外国に子どもを連れ去られてしまうケースが考えられます。

前者の場合には、連れ去られた一方の親から日本の裁判所に子どもを元の国に戻すための裁判が申し立てられる可能性があります。

後者の場合には、子どもを連れ去られた親などは外務大臣に対し、返還のための必要な援助を求めることができます。なお、この場合には、子どもを日本に戻すための手続は、連れ去られた外国の手続によることとなります。

● 子どもを元の国に戻すための裁判手続はどうなっているの？

子どもの返還の手続（外国から日本へ連れ去られたケースを想定）について、概略をご紹介します。

中央当局（外務省）の手続

返還のために必要な援助の申請

●子どもを日本に連れ去られた親は、自国の中央当局を通じて、あるいは直接、日本の外務大臣に対して、返還のために必要な援助の申請をすることができます。

日本国内における子どもの居る場所の特定

●外務大臣は、返還の対象となる子どもの居る場所を、行政機関などに照会して調査します。

必要な支援、合意による返還の促進など

●外務大臣は、援助の決定をした場合には、申請者に対して、制度に関する情報の提供や返還のための必要な支援を行います。

裁判所の手続

子の返還の申立て

●申立ては、**東京家庭裁判所**又は**大阪家庭裁判所**にすることになります。

審理

●家庭裁判所は子どもを元の国に戻すかどうかを審理します。審理は**非公開**で行われます。

- ※ 子どもを元の国に戻すべき理由（返還事由）があり、日本にさせざる理由（返還拒否事由）がない場合には、子どもを元の国に戻すことになります。
- ※ 当事者が遠隔地に居住しているとき等に、当事者の意見を聴いて、電話会議又はテレビ会議システムを利用して手続を行うことができます。

子どもの返還が認められるためには、返還事由が全てあり、返還拒否事由が一つもないことが必要です。



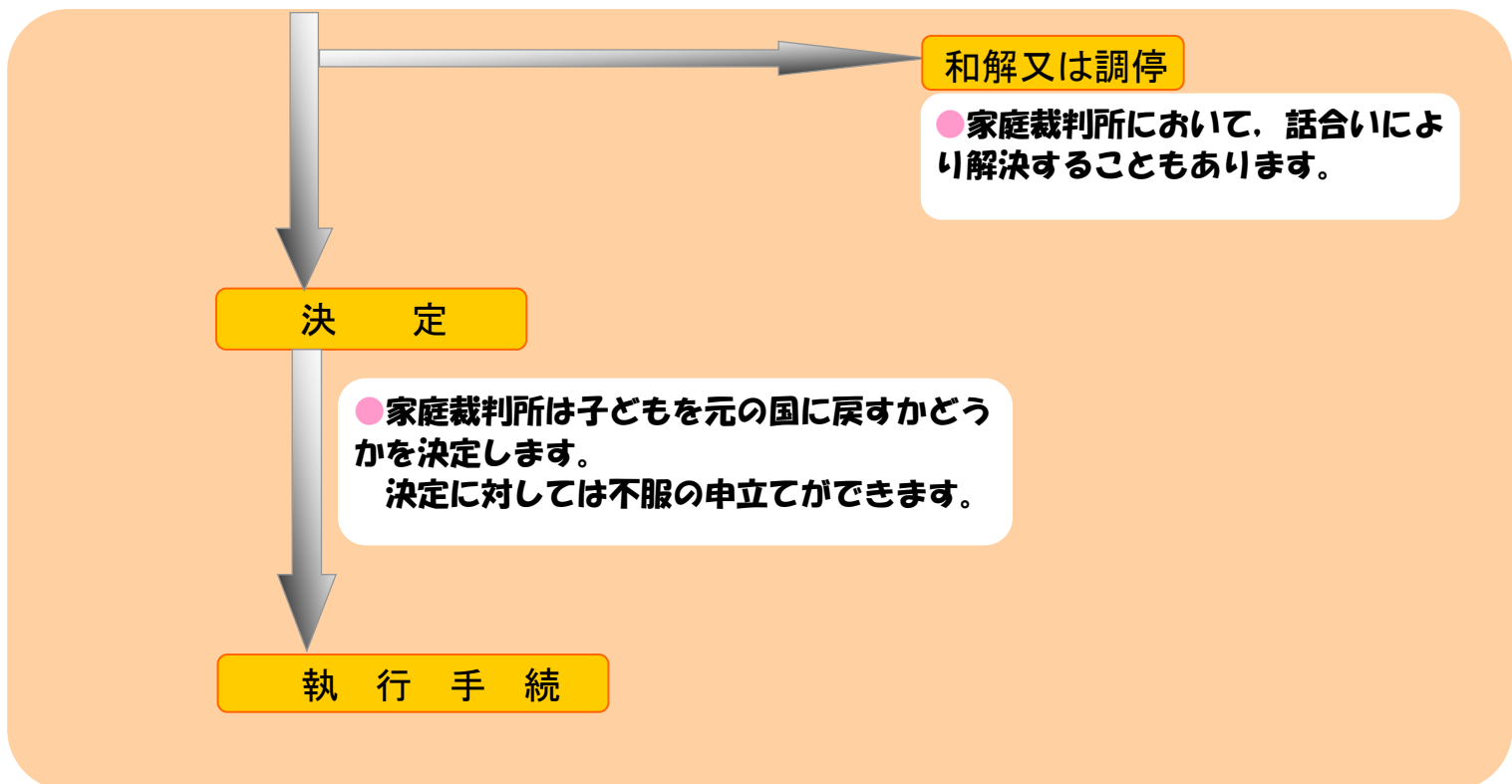
かーくん

返還事由

- ①子どもが16歳未満であること
- ②子どもが日本に居住していること
- ③連れ去りが申立人の子どもを監護する権利を侵害すること
- ④連れ去りの時に、子どもが元いた国が条約締約国であったこと

返還拒否事由

- ①連れ去りから1年以上が経過し、子どもが新しい環境になじんでいること
 - ②返還で子どもが肉体的・精神的な危険にさらされること
 - ③子ども自身が返還を拒んでいること
- など



● 日本から外国に子どもを連れ去られた場合には何ができるの？

子どもを連れ去られた親などは、外務大臣に対して、子どもを日本に返還することの援助を求めること（**日本国返還援助申請**）や外国にいる子どもとの面会その他の交流を実現するための援助を求めること（**外国面会交流援助申請**）ができます。

- ハーグ条約について、詳しくお知りになりたい方は外務省のウェブサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/>）をご覧ください。
- 子の返還の裁判手続について、詳しくお知りになりたい方は東京家庭裁判所のウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/index.html>）又は大阪家庭裁判所のウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/osaka/index.html>）をご覧ください。